

# 資料編

### 第3次宇都宮市都市計画マスタープラン策定の歩み

| 年 月          | 取組内容   |
|--------------|--|
| 平成29年 6月～    | 基礎調査   |
| 平成29年10月     | 市民アンケート  |
| 平成30年 1月     | 有識者ヒアリング   |
| 平成30年 7月     | 都市計画審議会①（諮問，審議）<br>・策定に向けた考え方<br>・現計画の評価と改定の方向性<br>・都市づくりの課題整理と理念・目標 等 |
| 平成30年 9月     | 都市計画審議会②（審議）<br>・全体構想（素案）<br>・地域別構想（骨子案）                               |
| 平成30年10月～11月 | 地区別市民説明会<br>（全39連合自治会単位）<br>・NCC形成に向けた都市づくりの考え方 等                      |
| 平成31年 1月     | 都市計画審議会③（審議）<br>・全体構想（修正素案）<br>・地域別構想（素案）                              |
| 平成31年 1月～ 2月 | パブリックコメント  |
| 平成31年 2月     | 都市計画審議会④（答申）<br>・パブリックコメントの実施結果<br>・都市計画マスタープラン（案）                     |
| 平成31年 3月     | 策定・公表  |

## 用語の解説

|   | 用語                   | 説明  | ページ |
|---|----------------------|---|-----|
| あ | IoT                  | 世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信すること。Internet of Things の略。                                      | 6   |
|   | アセットマネジメント           | 公共施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための資産管理の方法のこと。   | 68  |
|   | 雨水幹線                 | 主要な道路の地下等に設置される雨水を集める管のこと。  | 83  |
|   | 雨水浸透施設               | 雨水を地中に浸透させる構造を持つ排水施設のこと。  | 83  |
|   | 雨水貯留施設               | 降雨時に、河川や水路等の負担を軽減するために、ため池等に一時的に雨水を貯留する施設のこと。   | 83  |
|   | エリアマネジメント            | 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による主体的な取組のこと。  | 80  |
|   | LRT                  | Light Rail Transit（ライトレールトランジット）の略称。最新の技術が反映された次世代型の路面電車のこと。  | 2   |
| か | 街区公園                 | 都市計画法に基づく公園種別の一つで、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。  | 73  |
|   | 気候変動に関する政府間パネル（IPCC） | 人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により、設立された組織のこと。 | 8   |
|   | 居住誘導区域               | 立地適正化計画において定める、公共交通を使いながら便利で暮らしやすい中心部や駅周辺、幹線交通軸（幹線道路等）の沿線など、居住の誘導を図る区域のこと。                                    | 52  |
|   | 近隣公園                 | 都市計画法に基づく公園種別の一つで、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。   | 73  |

|   | 用語         | 説明  | ページ |
|---|------------|---|-----|
| か | 区域区分       | 都市計画法に基づき、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分すること。線引き。                         | 60  |
|   | 景観計画       | 良好な景観の形成を図るため、区域（景観計画区域）や基本的な方針、行為の制限に関する事項などを定めた計画のこと。景観法に基づく法定計画。                         | 78  |
|   | 建築協定       | 一定の区域内の土地所有者等の合意の下に、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定のこと。                                       | 62  |
|   | 公開空地       | 建築敷地内で一般公衆が自由に出入りできる空間のこと。狭義には、建築基準法の総合設計制度による建物の敷地内の空地のうち、歩行者が日常自由に通行又は利用できる部分をいう。         | 82  |
|   | 公共用水域      | 河川、湖沼、港湾、沿岸地域その他公共の用に供する水域、また、これに接続するかんがい用水路、その他公共の用に供される水路のこと。公共下水道などの終末処理場に接続している下水道管は除く。 | 76  |
|   | コージェネレーション | 天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。                     | 85  |
|   | 国土形成計画     | 国土形成計画法に基づき、国土の自然的条件を考慮して、国土の利用、整備及び保全を推進するために定められる総合的かつ基本的な計画で、今後概ね10年間の国土づくりの方向性を定めるもの。   | 14  |
| さ | 市街化区域      | 都市計画法に基づき、区域区分が定められている都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。              | 25  |
|   | 市街化調整区域    | 都市計画法に基づき、区域区分が定められている都市計画区域内で、市街化を抑制する区域のこと。   | 43  |
|   | 市街地再開発事業   | 土地利用状況が非効率的であり、災害時の危険度が高い地区等で、都市再開発法に基づき、不燃中高層化した共同建築物を建築し、合わせて道路や公園等の都市施設整備を行う事業のこと。       | 34  |

|   | 用語            | 説明   | ページ |
|---|---------------|--|-----|
| さ | 準用河川          | 一般河川・二級河川以外の河川のうち、市民生活上重要な河川として、市町村が指定、管理する河川のこと。  | 76  |
|   | 人口集中地区（D I D） | 国勢調査区を基礎単位として、人口密度が40人/ha以上の調査区が隣接して5,000人以上を有する地域のこと。略称はDID（Densely Inhabited District）。  | 23  |
|   | 水源涵養林         | 降水を土壤に浸透・保水させ、その後、河川へ水を供給する機能を持っている森林のこと。  | 83  |
| た | 建物の不燃化        | 建築物を木造、防火造などから、燃えにくい準耐火建築物や耐火建築物などにしていくこと。   | 83  |
|   | 端末交通          | 鉄道等の主な交通手段と出発地や目的地の間の移動のこと。例えば、主な交通手段が鉄道の場合は、駅までの徒歩やバス等の交通が端末交通にあたる。   | 109 |
|   | 地域高規格道路       | 高速自動車国道などの高規格幹線道路を補完し、地域相互の交流、促進などの役割を担う規格の高い道路のこと。  | 67  |
|   | 地域包括ケアシステム    | 少子・高齢化が進む中においても、地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で、高齢者一人ひとりが有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援（生活支援）」の5つの分野が包括的に確保される体制のこと。宇都宮市では、「医療・介護連携」と「認知症対策」を加えた7つの分野において重点的に実施。 | 85  |
|   | 地区計画          | 地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区の目標・将来像や公共施設の整備、建築物に関する事項などを定める計画のこと。   | 62  |
|   | 中間処理施設        | 脱水、焼却、破碎等により廃棄物を処理することで、ごみの減量化や資源化等を行う処理施設のこと。   | 77  |

|   | 用語       | 説明  | ページ |
|---|----------|---|-----|
| た | 特別用途地区   | 都市計画法に基づく地域地区のひとつで、地域の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図るため、建築規制を強化したり緩和することによって、用途地域の制度を補完するもの。 | 132 |
|   | 都市機能誘導区域 | 立地適正化計画において定める、公共交通等でアクセスしやすい中心部や駅周辺など、医療・福祉、子育て、商業などの生活サービスの誘導を図る区域のこと。                        | 52  |
|   | 都市基盤河川   | 国又は都道府県が管理する一級河川及び二級河川の一部区間について、まちづくりに関わる他事業との関連を踏まえた治水対策を実施するため、市町村が施行主体となって改修工事を実施する河川のこと。    | 76  |
|   | 都市計画区域   | 都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域として、都市計画を定める範囲のこと。都道府県が指定する。                            | 2   |
|   | 都市計画提案制度 | 住民等の自主的なまちづくりの推進や地域の活性化を図るため、土地所有者等が一定条件を満たした上で、地方公共団体に都市計画の提案ができる制度のこと。                        | 128 |
|   | 都市雇用圏    | 中心市を設定した上で、その都市に通勤する人が一定割合（10%以上）いる周辺市町村を合わせて都市圏と定義。  | 14  |
|   | 都市施設     | 道道路、公園、上下水道など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動の確保と良好な都市環境を保全するために必要な、都市計画法で定められた諸施設のこと。                         | 2   |
|   | 都市農地     | 市街化区域内の農地のこと。   | 74  |
|   | 土地区画整理事業 | 都市計画区域内の土地について、土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業。               | 33  |
| な | 農業生産基盤   | ほ場・用排水・農道など、農業の生産性を向上させるための基盤のこと。   | 64  |

|   | 用語           | 説明   | ページ |
|---|--------------|--|-----|
| は | ハザードマップ      | 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。  | 83  |
|   | 扶助費          | 社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して支給する費用及び、地方公共団体が独自に行っている各種扶助の経費のこと。                              | 17  |
|   | 普通河川         | 一級河川・二級河川、準用河川以外の小河川のこと。   | 76  |
|   | 防火・準防火地域     | 都市計画法に基づき、耐火・防火のための制限が定められた地域のこと。  | 83  |
| ま | モビリティ・マネジメント | 過度に自動車を利用する「クルマ中心」のライフスタイルから、公共交通や自転車などの積極的な利用を促すなど、「個人の移動手段（モビリティ）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化する」ことを働きかける交通政策のこと。 | 70  |
| や | 遊休農地         | 耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地のこと。   | 101 |
|   | 用途地域         | 都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的に、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。   | 58  |
| ら | 立地適正化計画      | 居住や医療・福祉、商業などの都市の生活を支える機能の立地誘導によりコンパクトなまちづくりを推進するための計画のこと。都市再生特別措置法に基づく法定計画。                                 | 2   |
|   | 緑地協定         | 一団の土地又は道路・河川等に隣接する土地の所有者などが、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定のこと。   | 62  |

---

第3次宇都宮市都市計画マスタープラン  
「都市計画に関する基本的な方針」  
2019年3月

発行 宇都宮市 都市整備部 都市計画課  
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号  
TEL：028-632-2565  
FAX：028-632-5421  
E-mail：u1201@city.utsunomiya.tochigi.jp

---



